

## 1 4 対象事業修正届出書（条例第30条第1項，施行規則第52条）

### 1 趣旨

対象事業修正届出書は、評価書公告前に事業者の住所・氏名（法人の場合は、名称，代表者氏名，主たる事務所の所在地）が変更された場合や対象事業の名称・目的・内容を変更しようとする場合に、これらの情報を把握するために届出を求める書面です。

同じ目的から届出を求める書面として「対象事業変更届出書」（施行規則別記第9号様式）があり、評価書公告後の変更についてはこちらの書式で届け出ることとなります。

### 2 作成する者

対象事業を実施しようとする事業者

### 3 届出の時期

事業者の住所・氏名（法人の名称，代表者氏名，主たる事務所の所在地）や対象事業の名称の変更については、事実関係の把握ができれば足りることから、事後の届出で差し支えありません。変更があった後速やかに届け出てください。

一方、対象事業の目的や内容の変更については、その内容によってはアセス手続の再実施が必要となることから、事前の届出が必要です。

### 4 様式

施行規則別記第7号様式

### 5 記載事項

#### (1) 記載事項

以下の事項を記載する必要があります。

- ①事業者の氏名・住所（事業者が法人の場合には、法人の名称，代表者の氏名，主たる事務所の所在地）
- ②対象事業の名称
- ③修正の内容 ➡ ※1
- ④修正の理由

#### (2) 記載に当たっての留意事項

※1 修正前と修正後を対比させる形で記載してください。この場合の「修正前」欄には、方法書の公告前に対象事業の名称・内容を変更する場合には事業計画概要書や関連事業概要書の記載内容を、方法書の公告後に対象事業の名称・内容を変更する場合には方法書の記載内容を記載してください。本届出が複数回に渡ってなされる場合は、直近の修正届出書の記載内容も記載してください。対象事業の名称・内容以外の事項を変更する場合には、変更前の内容を記載してください。

### 6 添付書類

住所又は氏名の変更の場合には住民票又は戸籍抄本を、法人の所在地、名称又は代表

者の氏名の変更の場合には法人登記簿謄本を添付してください。

7 提出先

県（環境生活部環境政策課）

8 提出部数

正本を1部、副本を関係市町村数、提出してください。

9 記載例

対 象 事 業 修 正 届 出 書		
平成△年△月△日		
千葉県知事    ○   ○   ○   ○   様		
届出者 ○○市○○△△-△△ ○○○○株式会社 ㊞		
対象事業について修正したいので、千葉県環境影響評価条例第30条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。		
対象事業の名称	(仮称) ○○○○ゴルフクラブ	
修正の内容	修 正 前	修 正 後
	別紙のとおり	別紙のとおり
修正の理由	関係機関との協議の結果、土地利用計画の一部を変更する必要が生じた。	

別 紙

1 土地利用計画の変更

○○○○…

土地利用区分	変 更 前		変 更 後		増 減	
	面積 ha	比率 %	面積 ha	比率 %	面積 ha	比率 %
ゴルフコース	△△	△△	△△	△△	△△	△△
クラブハウス	△△	△△	△△	△△	△△	△△
:	:	:	:	:	:	:

## 1 5 対象事業変更届出書（条例第33条第1項，施行規則第59条）

### 1 趣旨

対象事業変更届出書は、評価書公告後に事業者の住所・氏名（法人の場合は、名称，代表者氏名，主たる事務所の所在地）が変更された場合や対象事業の名称・目的・内容を変更しようとする場合に、これらの情報や予測・評価の変更内容を把握するために届出を求める書面です。

「対象事業修正届出書」（施行規則別記第7号様式）とは変更の時点で使い分けがなされ、評価書公告前の変更は「修正届出書」で、アセス手続終了後の変更については「変更届出書」で届け出ることとなります。

### 2 作成する者

対象事業を実施しようとする事業者

### 3 届出の時期

事業者の住所・氏名（法人の名称，代表者氏名，主たる事務所の所在地）や対象事業の名称の変更については、事実関係の把握ができれば足りることから、事後の届出で差し支えありません。変更があった後速やかに届け出てください。

一方、対象事業の目的や内容の変更については、その内容によってはアセス手続の再実施が必要となることから、事前の届出が必要です。

### 4 様式

施行規則別記第9号様式

### 5 記載事項

#### (1) 記載事項

以下の事項を記載する必要があります。

- ①事業者の氏名・住所（事業者が法人の場合には、法人の名称，代表者の氏名，主たる事務所の所在地）
- ②対象事業の名称
- ③変更の内容 ➡ ※1
- ④変更の理由

#### (2) 記載に当たっての留意事項

※1 変更前と変更後を対比させる形で記載してください。この場合の「変更前」欄には、評価書の記載内容を記載してください。本届出が複数回に渡ってなされる場合は、直近の変更届出書の記載内容も記載してください。対象事業の名称・内容以外の事項を変更する場合には変更前の内容を記載してください。

6 添付書類

対象事業の内容を変更する場合には、評価書に記載した予測・評価の内容の変更事項を記載した書面を添付してください。

また、住所又は氏名の変更の場合には住民票又は戸籍抄本を、法人の所在地、名称又は代表者の氏名の変更の場合には法人登記簿謄本を添付してください。

7 提出先

県（環境生活部環境政策課）

8 提出部数

正本を1部、副本を関係市町村数、提出してください。

9 記載例

対 象 事 業 変 更 届 出 書		
平成△年△月△日		
千葉県知事    ○ ○    ○ ○    様		
届出者 ○○市○○△△-△△ ○○○○株式会社 ㊟		
平成△年△月△日付けで環境影響評価書についての公告がなされた対象事業について変更したいので、千葉県環境影響評価条例第33条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。		
対象事業の名称	(仮称) ○○○○ゴルフクラブ	
変更の内容	変 更 前	変 更 後
	別紙のとおり	別紙のとおり
変更の理由	関係機関との協議の結果、土地利用計画の一部を変更する必要が生じた。	

別 紙

1 土地利用計画の変更

○○○○…

土地利用区分	変 更 前 (評 価 書)		変 更 後		増 減	
	面積 ha	比率 %	面積 ha	比率 %	面積 ha	比率 %
ゴルフコース	△△	△△	△△	△△	△△	△△
クラブハウス	△△	△△	△△	△△	△△	△△
:	:	:	:	:	:	:

対象事業の変更に伴う環境影響評価の変更事項

供用時

1. 水質

土地利用計画が変更となったことに伴い、水質への影響について行った予測が変更となる。その変更の内容を以下に示す。

○○○○…

## 1 6 対象事業承継届出書（条例第31条第1項，第34条第1項，施行規則第54条，第61条）

### 1 趣旨

対象事業承継届出書は、評価書公告前又は公告後に対象事業の承継がなされた場合に、承継がなされた旨や承継後の事業者を把握するために届出を求める書面です。

対象事業承継届出書の書式は施行規則別記第8号様式と施行規則別記第10号様式の2つがありますが、承継のなされた時点に応じて使い分けがなされており、それぞれ、第8号様式は評価書公告前の承継に、第10号様式は評価書公告後の承継に対応しています。

### 2 作成する者

対象事業の承継を受けた事業者

### 3 届出の時期

対象事業の承継がなされた後速やかに届け出てください。

### 4 様式

様式は、評価書公告前の承継の場合は施行規則別記第8号様式、評価書公告後の承継の場合は施行規則別記第10号様式です。

### 5 記載事項

以下の事項を記載する必要があります。

- ①（承継後の）事業者の氏名・住所（事業者が法人の場合には、法人の名称，代表者の氏名，主たる事務所の所在地）
- ②対象事業の名称
- ③承継年月日
- ④承継前の事業者の氏名・住所

### 6 添付書類

承継の事実を確認できる書類を添付してください。

### 7 提出先

県（環境生活部環境政策課）

### 8 提出部数

1部

9 記載例

対 象 事 業 承 継 届 出 書

平成△年△月△日

千葉県知事 ○ ○ ○ ○ 様

届出者

〇〇市〇〇△△-△△

〇〇〇〇株式会社 ㊤

対象事業の実施を引き継いだので、千葉県環境影響評価条例第31条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

(第10号様式の場合)

平成△年△月△日付けで環境影響評価書についての公告がなされた対象事業の実施を引き継いだので、千葉県環境影響評価条例第34条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称	(仮称) 〇〇ニュータウン開発事業
承継年月日	平成△年△月△日
承継前の事業者	〇〇町〇〇△△-△△ 〇〇〇〇株式会社



## 1 7 環境影響評価手続再実施届出書（条例第35条第1項，施行規則第65条）

### 1 趣旨

環境影響評価手続再実施届出書は、条例第35条第1項の規定により、評価書公告後の環境の状況の変化等を踏まえ事業者が自主的にアセス手続を再実施することとした場合に、手続が再実施される旨や再実施される手続を把握するために届出を求める書面です。

### 2 作成する者

条例第35条第1項の規定によりアセス手続を再実施することとした事業者です。

### 3 届出の時期

アセス手続を再実施することとした後手続が開始される前までに届け出てください。

### 4 様式

施行規則別記第11号様式

### 5 記載事項

#### (1) 記載事項

以下の事項を記載する必要があります。

- ①事業者の氏名・住所（事業者が法人の場合には、法人の名称，代表者の氏名，主たる事務所の所在地）
- ②対象事業の名称
- ③新たに行うこととした手続

#### (2) 記載に当たっての留意事項

条例第35条第1項の規定によりアセス手続を再実施する場合は、方法書の手続を省略することができることとなっています。

### 6 送付先

県（環境生活部環境政策課）

### 7 送付部数

1部

環 境 影 響 評 価 手 続 再 実 施 届 出 書

平成△年△月△日

千葉県知事 ○ ○ ○ ○ 様

届出者

〇〇市〇〇△△-△△

〇〇〇〇株式会社 ㊤

平成△年△月△日付けで環境影響評価書についての公告がなされた対象事業について、千葉県環境影響評価条例第35条第1項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたので、同条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 対象事業の名称 ○〇ニュータウン開発事業
- 2 新たに行うこととした手続 千葉県環境影響評価条例第12条から第28条までの例による手続

## 1 8 工事着手届出書① (条例第40条第2項, 施行規則第70条)

### 1 趣旨

工事着手届出書の書式は施行規則別記第12号様式と施行規則別記第13号様式の2つありますが、このうちの後者(第13号様式)は、対象事業の工事が開始され事後調査が開始されたことを把握するために届出を求めるものです。前者(第12号様式)については、後述します。

### 2 作成する者

対象事業に係る工事に着手した事業者

### 3 届出の時期

着工後30日以内に届け出てください。

### 4 様式

施行規則別記第13号様式

### 5 記載事項

以下の事項を記載する必要があります。

- ①事業者の氏名・住所(事業者が法人の場合には、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地)
- ②対象事業の名称
- ③工事着手年月日
- ④工事完了予定年月日
- ⑤供用開始予定年月日

### 6 提出先

県(環境生活部環境政策課)

### 7 提出部数

1部

工 事 着 手 届 出 書

平成△年△月△日

千葉県知事 ○ ○ ○ ○ 様

届出者

〇〇市〇〇△△-△△

〇〇〇〇株式会社 ㊤

平成△年△月△日付けで環境影響評価書についての公告がなされた対象事業に係る工事に着手したので、千葉県環境影響評価条例第40条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 対象事業の名称 ○〇ニュータウン開発事業
- 2 工事着手年月日 平成△年△月△日
- 3 工事完了予定年月日 平成△年△月△日
- 4 供用開始予定年月日 平成△年△月△日

## 19 工事着手届出書② (条例第36条第2項, 施行規則第67条)

### 1 趣旨

工事着手届出書の書式は施行規則別記第12号様式と施行規則別記第13号様式の2種類ありますが、このうちの前者(第12号様式)は、評価書公告後長期間未着工の事業についてアセス手続を再実施する必要があるかどうかを確認するために届出を求めるものです。

### 2 作成する者

評価書公告後5年以上が経過した対象事業の工事に着手しようとする事業者

### 3 届出の時期

着工予定日の60日前までに届け出てください。

### 4 様式

施行規則別記第12号様式

### 5 記載事項

以下の事項を記載する必要があります。

- ①事業者の氏名・住所(事業者が法人の場合には、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地)
- ②対象事業の名称
- ③工事着手予定年月日
- ④工事完了予定年月日
- ⑤供用開始予定年月日
- ⑥評価書の公告後5年以上の間工事に着手しなかった理由

### 6 提出先

県(環境生活部環境政策課)

### 7 提出部数

1部

工 事 着 手 届 出 書

平成△年△月△日

千葉県知事 ○ ○ ○ ○ 様

届出者

〇〇市〇〇△△-△△

〇〇〇〇株式会社 ㊟

平成△年△月△日付けで環境影響評価書についての公告がなされた対象事業に係る工事に着手したいので、千葉県環境影響評価条例第36条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 対象事業の名称 ○〇ニュータウン開発事業
- 2 工事着手予定年月日 平成△年△月△日
- 3 工事完了予定年月日 平成△年△月△日
- 4 供用開始予定年月日 平成△年△月△日
- 5 評価書の公告後5年以上の間工事に着手しなかった理由  
〇〇〇〇…

## 20 工事完了届出書（条例第40条第2項，施行規則第70条）

### 1 趣旨

工事完了届出書は、対象事業の工事が完了したことを把握するために届出を求めるものです。

### 2 作成する者

対象事業に係る工事が完了した事業者

### 3 届出の時期

工事完了後30日以内に届け出てください。

### 4 様式

施行規則別記第14号様式

### 5 記載事項

#### (1) 記載事項

以下の事項を記載する必要があります。

- ①事業者の氏名・住所（事業者が法人の場合には、法人の名称，代表者の氏名，主たる事務所の所在地）
- ②対象事業の名称
- ③工事着手年月日
- ④工事完了年月日
- ⑤供用開始予定年月日 ➡ ※1

#### (2) 記載に当たっての留意事項

※1 工事完了と同時に供用開始される事業の場合には、供用開始年月日を記載してください。

### 6 送付先

県（環境生活部環境政策課）

### 7 送付部数

1部

工 事 完 了 届 出 書

平成△年△月△日

千葉県知事 ○ ○ ○ ○ 様

届出者

〇〇市〇〇△△-△△

〇〇〇〇株式会社 ㊟

平成△年△月△日付けで環境影響評価書についての公告がなされた対象事業に係る工事を完了したので、千葉県環境影響評価条例第40条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 対象事業の名称 ○〇ニュータウン開発事業
- 2 工事着手年月日 平成△年△月△日
- 3 工事完了年月日 平成△年△月△日
- 4 供用開始予定年月日 平成△年△月△日



## 2 1 都市計画アセス・港湾アセスにおける書類の作成について

### 1 都市計画アセスについて

条例第41条第1項の規定により都市計画決定権者が事業者に代わってアセス手続を行う場合についても、事業アセスと同様に書類を作成する必要がありますが、特に以下の点に留意が必要です。

- (1) 事業計画概要書、方法書、準備書、評価書には、都市計画決定権者の名称と事業者の氏名・住所の両方を記載する必要があります。
- (2) 様式の定めのある事業計画概要書、方法書説明会計画書、方法書説明会開催結果報告書、方法書説明会不開催事由報告書、準備書説明会計画書、準備書説明会開催結果報告書、準備書説明会不開催事由報告書、見解書、対象事業修正届出書については、様式中事業者の氏名及び住所を記載すべき箇所には都市計画決定権者の名称を記載するものとし、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と読み替えて、条例の条文の引用部分は「第41条第3項（見解書については第2項）の規定により読み替えて適用される第△条」と読み替えて作成してください。
- (3) 都市計画決定権者が事業者に代わってアセス手続を実施するのは、都市計画の変更を伴う事業内容の変更が行われない限りにおいては、評価書の公告（都市計画の決定告示）の時点までであることから、評価書の公告後に作成すべき対象事業承継届出書、対象事業変更届出書、環境影響評価手続再実施届出書、工事着手届出書、工事完了届出書については、都市計画決定権者が作成することはありません（事業者が作成の義務を負うこととなります。）。

### 2 港湾アセスについて

条例第45条第1項の規定により港湾管理者が港湾計画に係るアセス手続を行う場合についても、事業アセスと同様に書類を作成する必要がありますが、様式の定めのあるものについては、様式中事業アセスと異なる部分については2段書きとなっておりますので、下段の記載事項により作成してください。

## 2 2 法対象事業に係る各種届出について

法対象事業は、工事着手までの間は環境影響評価法の適用を受け、条例の適用は受けませんが、工事着手後は条例の適用を受けることとなり、工事の着手時と完了時に条例の対象事業と同様の届出が必要となるほか、着工から工事完了までの間に事業内容の変更や事業の承継が発生した場合には、条例の対象事業と同様の届出が必要となります。

法対象事業に係る具体的な届出対象事由、届出書式等は以下のとおりです。

届出対象事由	届出書式	根拠条文	記載に当たっての留意事項
事業内容等の変更	法対象事業変更届出書 (別記第15号様式)	条例 第50条第1項	対象事業変更届出書に同じ。
事業の承継	法対象事業承継届出書 (別記第16号様式)	条例 第51条第1項	対象事業承継届出書に同じ。
工事の着手	工事着手届出書 (別記第17号様式)	条例 第52条第2項	評価書公告後着工までの間の事業内容等の変更の状況の記載が必要。
工事の完了	工事完了届出書 (別記第18号様式)	条例 第52条第2項	工事完了届出書に同じ。